

指導・監査について

福祉総務課 指導監査係

- ・通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・地域密着型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・ミニデイサービス

目次

1 指導と監査について

事業所に対する指導及び監査について、その根拠や主旨を記載しています。

2 令和5年度運営指導において指摘の多かった項目等について

令和5年度の運営指導において、指摘の多かった項目です。
項目ごとに「改善が必要な事項」と、改善のための内容を記載しています。

3 運営上の留意事項について

経過措置の終了について記載しています。

1 指導と監査について

指導（運営指導・集団指導）

【介護保険法第23条など】※定期的に実施

- ・ 介護サービスの実施状況指導（主に利用者に対するサービスの質を確認、ケアマネジメント・プロセスに基づくサービスの適正性の確認、高齢者虐待及び不適切な身体的拘束の防止等）
- ・ 最低基準等運営体制指導（基準省令及び基準条例に規定する運営体制の確認・指導）
- ・ 報酬請求の指導
- ・ 制度管理の適正化指導 等

※運営指導において著しい問題を把握した場合、監査に切り替えることもありうる。

監査

【介護保険法第83条など】※必要に応じ実施

著しい基準違反・不正請求・不正の手段による指定・人格尊重義務違反がある(又はその疑いがある)場合等

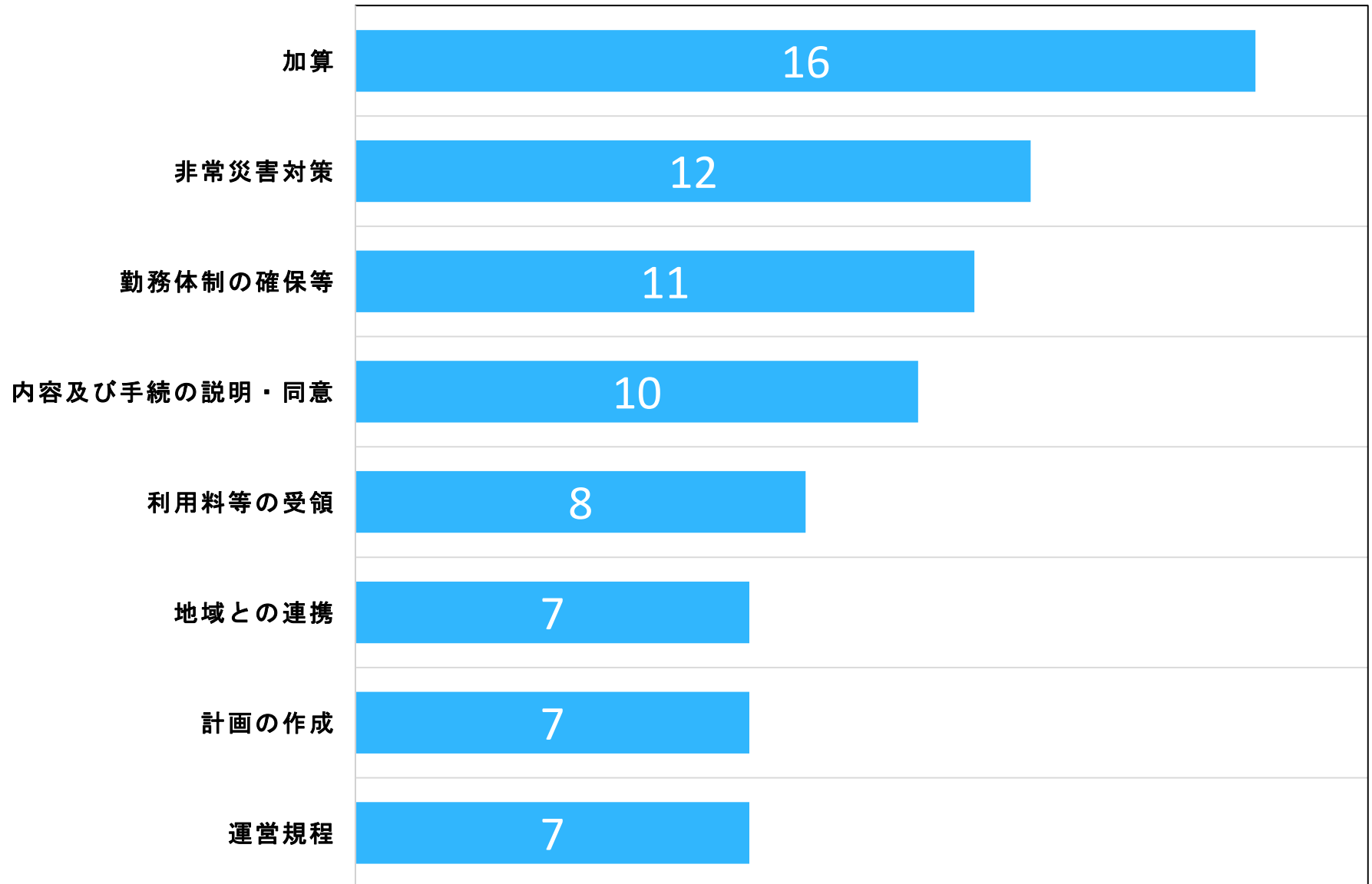
改善勧告

改善命令

指定の取消等

2 令和5年度運営指導において指摘が多かった項目について

通所系事業所に対する主な指摘事項別件数



主な指摘事項 加算

<改善が必要な事項>

個別機能訓練加算の加算要件について、一部不備がある。
【通所介護】 【地域密着型通所介護】



※算定要件は他にもあります。ここでは指摘した事項のみ取り上げています。

- ① 利用者の居宅を訪問した際の記録を残してください。
- ② 個別機能訓練計画書は、機能訓練指導員のほか、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成することが求められているので、関わった職種を記録に残してください。
- ③ 個別機能訓練計画書のモニタリングの記録を残してください。

主な指摘事項 非常災害対策

<改善が必要な事項>

非常災害対策について、風水害、地震等の自然災害を想定した避難訓練を実施していない。



火災に対応した避難訓練だけでなく、自然災害を想定した避難訓練も実施してください。

<改善が必要な事項>

非常災害に係る訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていない。



できるだけ地域住民の参加が得られるように努めてください。そのためには日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、協力を得られる体制づくりに努めてください。

主な指摘事項 勤務体制の確保等

<改善が必要な事項>

勤務体制の確保等について、性的言動、優越的な関係を背景にした言動により就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じていない。



セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント防止のための方針を明確化し、従業者に周知・啓発してください。また、相談に対応する担当者や相談受付窓口を定め、従業者へ周知してください。

<改善が必要な事項>

従業者への研修が実施されていない。



職員の資質向上を図るため研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。

主な指摘事項 内容及び手続の説明・同意

<改善が必要な事項>

重要事項説明書に記載している内容が実態や運営規程と整合していない。



利用申込者がサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載するものですので実態や運営規程と整合するようにしてください。

<改善が必要な事項>

重要事項説明書などで、利用者が負担する利用料金の記載がない。



サービスを利用した場合、どの程度の利用料金になるかは重要な内容ですので、必ず重要事項説明書などに記載してください。

主な指摘事項 利用料等の受領

<改善が必要な事項>

領収書に医療費控除額の記載欄がなく、該当する場合に適切に記載していない。



利用料金の領収書に係る医療費控除額の記載について、医療費控除の対象となる居宅サービス等と併せて利用する場合は、通所介護であっても医療費控除の対象となりますので、該当することが分かった場合、領収書に適切に記載してください。

主な指摘事項 地域との連携

<改善が必要な事項>

新型コロナウイルス感染症の予防等のために取られていた運営推進会議に関する臨時的な取扱いが終了したが、運営推進会議を再開していない。【地域密着型サービス】



定期的（※）な運営推進会議の開催を再開し、運営推進会議に対して活動状況を報告し評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設けてください。

（※） 「運営推進会議」の実施頻度について

地域密着型通所介護	⇒	おおむね6月に1回以上開催
認知症対応型通所介護	⇒	おおむね6月に1回以上開催
小規模多機能型居宅介護	⇒	おおむね2月に1回以上開催
看護小規模多機能型居宅介護	⇒	おおむね2月に1回以上開催

主な指摘事項 計画の作成

<改善が必要な事項>

個別サービス計画における目標期間の設定について、居宅サービス計画の短期目標期間と整合していない。



個別サービス計画の目標期間は、居宅サービス計画に基づいて設定してください。

<改善が必要な事項>

個別サービス計画を利用者に交付していない。



個別サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付してください。

主な指摘事項 運営規程

<改善が必要な事項>

運営規程に定めた内容が、実態と整合していない。



通常の実施地域、営業日・営業時間、職員の人数等について実態との整合を図ってください。従業員の「員数」については、基準を満たす範囲において「〇人以上」と記載することも差し支えありません。

サービス提供に当たり事業所における **自己点検**が重要となります。 適正な介護報酬の算定に活用してください。

自己点検票ダウンロード

長崎市ホームページHOME> 事業者・産業振興> 高齢者・介護保険・障害福祉> 指導監査> 指導監査資料様式ダウンロード> 介護サービス事業者等に対する運営指導の事前提出資料様式(令和5年度)

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/380000/386000/p038622.html>

サービス名をクリックすると自己点検票がダウンロード出来ます。

介護サービス事業者等に対する運営指導の事前提出資料様式(令和5年度)

更新日: 2023年5月24日 ページID: 038622

ここに掲載した自己点検票は、介護保険法等の規定に基づき運営指導を行う際に、事前提出資料として提出をお願いします。実施日時や当日準備資料などについては、実施日の概ね1か月前に通知を郵送しお知らせします。

令和5年度に運営指導が実施されない事業所については、指定基準などの適合状況の確認のため自己点検票として御活用ください。

居宅サービス(介護予防・総合事業を含む)

1. [訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・生活援助サービス\(エクセル形式 135キロバイト\)](#)
2. [訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護\(エクセル形式 94キロバイト\)](#)
3. [訪問看護・介護予防訪問看護\(エクセル形式 103キロバイト\)](#)
4. [訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション\(エクセル形式 83キロバイト\)](#)
5. [居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導\(エクセル形式 73キロバイト\)](#)
6. [通所介護・介護予防通所介護相当サービス・ミニデイサービス\(エクセル形式 471キロバイト\)](#)
7. [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション\(エクセル形式 262キロバイト\)](#)
8. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
 - [\(従来型\)短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護\(エクセル形式 146キロバイト\)](#)
 - [\(ユニット型\)短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護\(エクセル形式 144キロバイト\)](#)
9. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
 - [\(従来型\)短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護\(基準編\)\(エクセル形式 77キロバイト\)](#)

【参考】令和5年度 事業種別実施状況

		対象事業所数 (R5.4.1現在)	実施事業所数		うち指摘あり		うち報酬返還あり	
			実施率	指摘をした事業所の割合	指摘のうち返還がある割合			
訪問系	訪問介護	152	16	11%	10	63%	0	—
	夜間対応型訪問介護	2	0	—	0	—	0	—
	訪問入浴介護	3	0	—	0	—	0	—
	訪問看護	70	5	7%	4	80%	1	25%
	訪問リハビリテーション	12	0	—	0	—	0	—
	福祉用具貸与・販売	43	4	9%	2	50%	0	—
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10	0	—	0	—	0	—
	小計	292	25	9%	16	64%	1	6%
居宅支援	居宅介護支援	166	12	7%	7	58%	0	—
	介護予防支援	20	0	—	0	—	0	—
	小計	186	12	6%	7	58%	0	—
通所系	通所介護	89	7	8%	5	71%	0	—
	認知症対応型通所介護	20	2	10%	2	100%	0	—
	通所リハビリテーション	14	0	—	0	—	0	—
	地域密着型通所介護	99	12	12%	10	83%	0	—
	小規模多機能型居宅介護	34	0	—	0	—	0	—
	看護小規模多機能型居宅介護	7	1	14%	1	100%	1	100%
	ミニデイサービス	9	0	—	0	—	0	—
	小計	272	22	8%	18	82%	1	6%
入所・入居系	介護老人福祉施設	32	9	28%	5	56%	0	—
	介護老人保健施設	16	0	—	0	—	0	—
	介護療養型医療施設	3	0	—	0	—	0	—
	介護医療院	3	0	—	0	—	0	—
	短期入所生活介護	72	15	21%	10	67%	0	—
	短期入所療養介護	20	0	—	0	—	0	—
	特定施設入居者生活介護	17	6	35%	6	100%	0	—
	認知症対応型共同生活介護	78	1	1%	1	100%	1	1
	地域密着型介護老人福祉施設	18	7	39%	6	86%	0	—
	小計	259	38	15%	28	74%	1	4%
合計		1009	97	10%	69	71%	3	4%

※実施事業所数は、令和6年1月末までに運営指導を実施した事業所数。

※「うち指摘あり」の事業所数は、実施事業所数のうち結果が確定している事業所数。

3 運営上の留意事項について

令和6年4月1日から義務付けとなる事項

- (1) 業務継続計画の策定等(※1)
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置
- (3) 虐待の防止(※2)
- (4) 認知症介護に係る基礎的な研修

※1 令和6年度から業務継続計画を未策定の場合、減算が導入されます（特定福祉用具販売は除く）。

ただし、訪問系のサービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算は適用されません。

※2 令和6年度から高齢者虐待防止措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）を実施していない場合、減算が導入されます（特定福祉用具販売は除く）。

ただし、福祉用具貸与については、3年間の経過措置期間が設けられています。

運営基準において実施等が必要な各種委員会、計画・指針、研修及び訓練

令和6年度から義務付けとなる事項

	委員会	計画・指針	研修	訓練
業務継続計画(感染症)	—	計画	年1回以上 新規採用時	年1回以上
業務継続計画(災害)	—	計画	年1回以上 新規採用時	年1回以上
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	おおむね 6月に1回以上	指針	年1回以上 新規採用時	年1回以上
虐待の防止	定期的	指針	年1回以上 新規採用時	—
認知症介護に係る基礎的な研修(無資格者のみ)	—	—	採用後 1年以内	—
非常災害対策	—	計画	—	定期的 ※

※(看護)小規模は月1回

上記以外に事故発生防止の研修も年1回以上の実施をお願いいたします。

※療養通所介護のみ、利用者ごとに「緊急時等の対応策」をあらかじめ定めておく必要があります。

レジオネラ症の防止対策について

循環式浴槽を使用している施設及び事業所は、厚生労働省が示す「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」を再度確認し、その予防に努めてください。

循環式浴槽を使用していない施設及び事業所においては、入浴サービスを提供する場合は、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」を再度ご確認ください。

また、レジオネラ症発生の原因は入浴設備とは限りませんので、冬場に加湿器を使用する場合など、レジオネラ症予防に関する知識について従業者間で共有し、その予防に努めてください。

<参考>

レジオネラ対策に関する厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>

ケアプランの取得について

これまで、事業所に対し、居宅介護支援事業所からケアプランを取得する際は、利用者の同意の署名があるものを取得するように伝えていましたが、その必要はありませんので、改めてお伝えいたします。

(参考)

介護保険最新情報Vol. 1177「ケアプランデータ連携標準仕様 Q&A (2023年10月版) の送付について」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001154641.pdf>) のQ&A問17において、「ケアプラン原案に対する利用者の同意の有無についても、サービス事業者が確認する必要はない」という見解が示されました。